

10月1日からごみの出し方が変わります!

「金物ガレキ」
「燃える大型ごみ」は
ごみ集積所に出せません!



集積所
ごみの山も
過去の風景!

ごみの出し方

可燃ごみ(週2回)

「燃えるごみ」は、町指定ごみ袋(黄色)に入れ、可燃ごみ集積所に出してください。



不燃ごみ(月1回)

金属製品・ガラス製品・陶器類・小型家電製品など「燃えないごみ」は、町指定ごみ袋(透明)に入れ、古紙類と同じ日、同じ集積所へ出してください。



粗大ごみ(完全予約制)

町指定ごみ袋に入らないもの(大型の木製品・ふとん・物干竿・自転車など)は、自ら自己搬入施設(緑町地内)に持ち込むか、町の委託業者が自宅まで収集に行きます。

説明動画はこちら▶



ごみは有料!資源は無料♪
地球環境や家計のためにも!ごみ減量!



詳しくは「資源とごみのカレンダー」「家庭ごみハンドブック」をご覧ください。
配布場所:役場(環境経済課)・松枝公民館・総合会館



10月は食品ロス削減月間です

食べられるにも関わらず捨てられている食品(食品廃棄物)は全国で年間約600万トンを超え、このうち半数近くが家庭から出ているといわれています。この食品ロスは1人1日当たりに換算するとお茶碗1杯のご飯の量を捨てていることになります。

岐阜県では、この食品ロスを削減するため平成30年度から「ぎふ食べきり運動」を推進しており、笠松町も参加しています。

ぎふ食べきり運動
公式インスタグラム▶



「ぎふ食べきり運動」協力店・企業の募集

岐阜県では、食品ロスを削減するための「ぎふ食べきり運動」に協力いただく飲食店などの協力店・協力企業を募集しています。

詳しくはこちら▶

